非常変災時その他緊迫事態における対応について

滋賀県立八日市高等学校 教務課

- ○滋賀県全域または県内の特定の地域に「特別警報」・「暴風を含む警報」が発表されている場合
 - ① 午前6時 の時点で「特別警報」・「暴風を含む警報」が発表されている場合



自宅待機をして、午前10時までに警報が解除されたら 安全に十分配慮をして登校してください。

- ② 午前10時 の時点でまだ「特別警報」・「暴風を含む警報」が発表中の場合 学校は臨時休校(自宅学習)とします。
- ○「その他の警報または注意報」(大雨、洪水、大雪等に関するもの)の場合 「その他の警報または注意報」の場合は、原則、平常どおり授業等を行います。 ただし、地域によっては、通学路や交通機関の状況等が異なる場合がありますの で、無理をせず、安全に十分配慮をして、登校してください。 なお、登校が困難な状態の場合には、学校へ連絡をしてください。

〇公共交通機関が遅延・運休の場合

公共交通機関が遅延・運休の場合は、状況によっては、始業時刻の繰り下げ等の措置を行います。各交通機関の運行情報などに注意をし、登校が可能になった時点で、安全に十分配慮をして登校してください。(公共交通機関で遅延証明をもらってください。)

※上記と異なる対応を取る場合や、その他必要な連絡がある場合には、連絡メール や学校ホームページ等でその旨をお知らせしますので、確認してください。